

補助上限
100万円

令和6年度実施分

事業承継補助金

事業を守りたい
でも後継がない

その事業!
弊社がぜひ
受け入れたい

第三者から
事業を
受け入れたい
買い手

事業を承継
できるかな?
まずは企業価値を
知りたい...

第三者へ
事業承継
したい
売り手

それってウチの
新規事業に
ぴったりかも!

そんな中小企業を県が応援します!

物価高騰や人手不足等の影響により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える神奈川県内の中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐことを目的とします。

支援内容

売り手支援

専門家等と連携する
費用を補助



買い手支援



A
従業員を引き続き雇用する
費用を補助



B
専門家等と連携する
費用を補助

申請期限

令和7年1月31日(金)
(予算がなくなり次第、終了します)

詳しくは県ホームページを
ご覧ください

かながわ 事業承継補助金 検索

こちらからもご覧いただけます▶



補助制度の概要

支援区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
売り手支援	第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組(企業価値の算定費用、仲介費用、契約書作成費用等に対する補助)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	補助対象経費の1/2以内 (小規模事業者にあつては2/3以内)	100万円
買い手支援	A 第三者への事業承継に伴い、譲渡者において常時使用する従業員だった者を引き続き県内で雇用する取組(人件費に対する補助)	人件費(基本給に限る) 1人当たり月額上限 400,000円(小規模事業者にあつては300,000円) 3か月分まで	補助対象経費の1/2以内 (小規模事業者にあつては2/3以内)	100万円
	B 第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組(デューデリジェンス費用、仲介費用、契約書作成費用等に対する補助)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料		100万円

※1 同一事業者が同一の支援区分で複数の申請をすることはできません。異なる2つの支援区分を併用して申請することは可能です。

※2 「神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金」の交付を受けた事業者は、【買い手支援A】に申請することはできません。

また、「神奈川県事業承継補助金」の交付を受けた事業者は、過去に交付を受けた支援区分と同一の区分に申請することはできません。

交付要件、補助対象経費等の詳細は、必ず公募要領等でご確認ください。

補助金交付までの流れ



円滑に事務を処理するため、交付申請前に必ず県に事前相談をしてください。

公募期間等

募集期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和7年1月31日(金) (予算がなくなり次第、終了します)

補助事業実施期間

交付決定日 ~ 令和7年3月17日(月)

提出・問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045-285-0747